

うきうき afterschool

入所のしおり（重要事項説明書）

1 事業者の概要

事業者の名称	特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
事業者の所在地	大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
事業者の連絡先	072-627-8903
代表者氏名	理事長 大谷 知子

2 事業所の概要

種別	放課後児童健全育成事業（放課後学童保育）
名称	うきうき afterschool
所在地	大阪府茨木市大手町2-34
連絡先	（電話番号）072-625-3555 （FAX番号）072-625-3556
施設管理者氏名	山田 眞裕
開設年月日	令和6年4月1日
年齢	小学校1年～小学校6年
実施地域	茨木・中条・大池・中津・春日・春日丘・穂積・天王小学校 但し、これを超えて利用することを妨げるものではない。
利用定員	20名
事業目的 ・運営方針	事業の目的 放課後学童保育（うきうき afterschool）は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する子どもに対して適正なほいく・教育を提供することを目的とする。 運営の方針 保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

	<p>地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」、「茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。</p>
--	---

3 施設の概要

建物	構造	木造 2 階建て
	延べ面積	71.21 m ²

4 職員体制（令和 6 年 4 月 1 日 現在）

職種	職員数
施設管理者	1 名
放課後児童支援員	6 名
補助員	2 名

5 保育提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開所時間	月～金曜日 下校時～午後 6 時 30 分 土曜日 午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分 長期休暇中 午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分
延長保育	午前 7 時 00 分～午前 8 時 00 分 午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
休業日	日曜日・祝日・年末年始 ※暴風警報の発令時、その他地震等災害の状況によっては、休所させていただきます。また、感染症の流行などにより、事業所内での感染症予防上必要があるときは、休所する場合があります。

6 利用料等

通常保育（月額）	入会金	20,000 円
	初回登録料	5,000 円
	週 5 日	39,000 円
	週 4 日	37,000 円
	週 3 日	31,000 円
	週 2 日	24,000 円
	週 1 日	15,000 円
	土曜日のみ 利用	5,800 円/回
長期休暇	10 日間コース：要相談 （利用日選択可）	
	20 日間コース：要相談 （利用日選択可）	
その他	昼食・夕食： 400 円/1 食 おやつ代:70 円/1 回 延長料金：500 円/1 時間（18：30 以降） 学習プログラム（要別途費用） 諸費用（別途徴収）	
備考	利用料等は変更する可能性があります。予めご了承ください。	

7 支払方法

支払い期限	利用月（当月）の 25 日までに口座にご用意願います。
支払い方法	口座振替もしくは現金持参
支払い義務者	利用者（児童の保護者）

8 利用開始及び退園に関する事項

入会方法	<p>○申込書をご提出ください。</p> <p>※必ず利用希望の曜日をご記載ください。曜日の固定が難しい場合はその旨をご記載ください。（「勤務先のシフトによる」等）</p>
------	--

9 連絡

○欠席等の連絡

- ・欠席又はお迎え、登所が遅れる場合は必ず予定時刻などをご連絡ください。

○平時の連絡

- ・重要な連絡事項は連絡ノート又は IT ツール、園だより等を通じてお知らせします。
内容をよく読んで頂きますようお願いいたします
- ・連絡ノートにご家庭での様子を毎日必ずご記入していただくようお願いいたします。

○緊急の連絡

- ・児童の急な病気やけがの時にはご指定の「緊急連絡先」に連絡します。
- ※途中で住所や電話番号などに変更があれば、必ずご連絡ください。

○就労先、就労時間が変わった場合

- ・直ちにご連絡いただき、新しい就労先、就労時間の「就労（勤務）証明書」を提出してください。

10 感染症・ご病気

- 学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症（別表）に罹患した場合、登園停止となります。

※主治医の診断を受け、登園の際は、医師の意見書又は登園届を提出してください。

意見書又は登園届の様式は、保育園にあります。

- 感染症と診断された場合は速やかにご連絡ください。ご家族が感染症にかかった場合も同様にご連絡ください。登園後に、感染症の疑われる場合はご連絡いたします。

11 緊急時における対応方法

- 保育の提供中、児童に体調の急変などがあった場合等は、速やかに児童の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
利用者においても、速やかなお迎え等の必要な措置を講じるようにしてください。

【管轄消防署】	消防署名	茨木市消防署
	所在地	茨木市東中条町 2-13
	電話番号	072-622-6955
【管轄警察署】	警察署名	茨木警察署
	所在地	茨木市中穂積 1 丁目 6-38
	電話番号	072-622-1234

12 避難訓練等

災害を想定した避難（消防）訓練を月1回行います。不審者対応訓練を年2回行います。

13 災害時の避難場所

名 称	男女共生センターローズ WAM	※被害状況に応じて一時避難場所・広域避難場所へ移動することも考えられます。その際電話が繋がりにくいなどの場合はメール等の非常用連絡方法を利用してお知らせいたします。
所在地	茨木市元町 4-7	
連絡先	072-620-9920	
名 称	茨木小学校	
所在地	茨木市片桐町 8-40	
連絡先	072-624-3132	

14 相談・要望・苦情窓口及び対応方法

相談・苦情受付担当者	山田 眞裕	すべての職員が対応できるようにしておくとともに、相談窓口の担当者、苦情窓口の担当者を配置し、迅速な対応ができる体制を整えています。
連絡先	072-625-3555	
相談・苦情解決責任者	山田 眞裕	

【市の窓口】

茨木市 学童保育課	072-655-2753
-----------	--------------

15 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険（急激かつ偶然な外来の事故を補償）
保険金額	補償限度額：賠償責任保険 5 億円・傷害保険 4000 万円

16 個人情報取り扱い

第 13 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

17 虐待防止に関する事項

第 14 条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

18 その他の説明事項

- 利用者は、登降園時間、利用予定日の変更等を月間利用計画書に記入し、利用前月 20 日までに提出して下さい。
- 保護者のどちらかがお休み場合は、家庭保育をお願い致します。

以上について確かに説明を受けました。

また、特定非営利活動法人ふれあいぽっぽより、就労（勤務）証明書や保育認定証等の保育が必要である理由について確認ができる書類を求められた際は、速やかに提出することをお約束いたします。

年 月 日	
保護者	<u>住所</u> <u>氏名</u> 印
児 童	<u>氏名</u> <u>生年月日</u> 年 月 日